



適正重量を守って通行しましょう

道路運送車両法

～車両を守るためのルール～

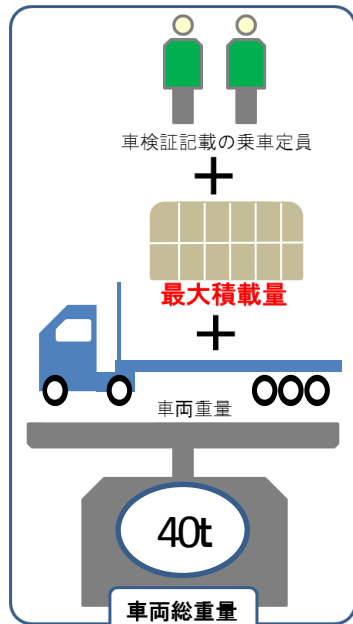
『積める重さ』 = 最大積載量

◆最大積載量は、車両が安全に走行するために積載できる荷物の限度重量です。

◆過積載運行は、制動力の低下やバランスを崩しやすくなり重大事故の原因になる可能性があります。

車両総重量 = 車両重量 + 乗車定員の重量 + 最大積載量

(これらの数値は車検証に記載されています。)



道路法

～道路を守るためのルール～

『運べる重さ』 = 特殊車両通行許可による重量(車両総重量)

◆許可重量は、橋などの道路構造物への影響等を考えて、道路管理者が許可した限度重量です。(許可重量は許可証に記載されています。)

通行経路によっては最大積載量の荷物を積むことが出来ません。

車両総重量
40トン

許可重量 = 38トン

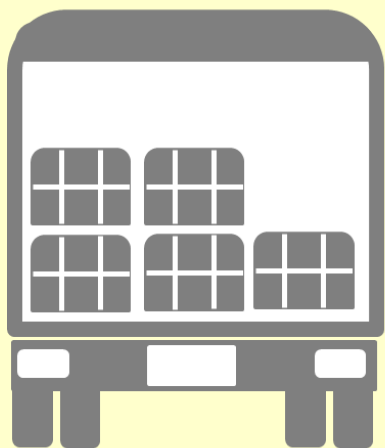
例えば

橋の重量制限が38トンの場合
車両総重量が38トンを超
える車は通行できません。

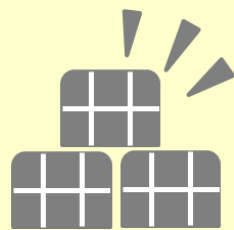
(固縛器具等も含めた重量です)

『積める重さ』と『運べる重さ』は違います！

荷主のみなさん！ 無理なお願いしていませんか？

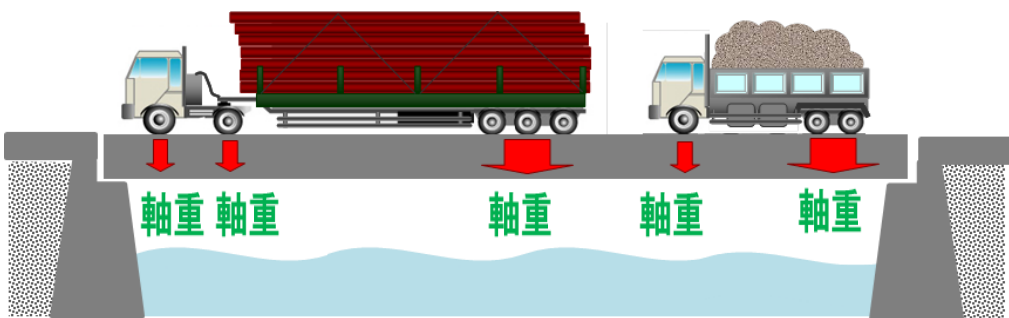


積んでしまうと
あそこの橋が渡れないな・・・



あれも一緒をお願い。
まだ**最大積載量**まで
積んでないから過積載
にならないでしょ？

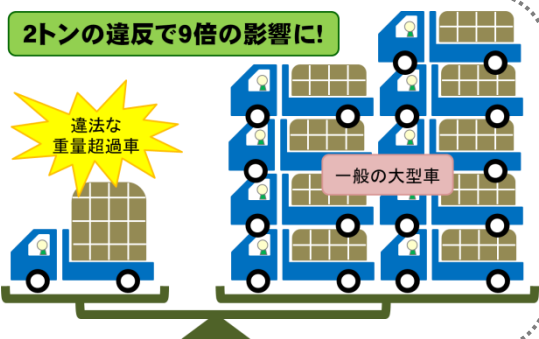
あなたが想像する以上に違法な重量超過車両は道路を傷めます。



POINT!

車軸それぞれにかかる
重量を「**軸重**」といいます。
※総重量とは別に「**軸重**」にも
制限があります。

大型車1台が軸重10トンの基準よりも2トン
超過した場合、橋に与える影響は、軸重10トン
車の約9台分に相当し、わずかな重量オーバーで
あっても道路へのダメージが大きくなります。



道路を末永く安全にご利用いただくために
適切な積載へのご理解とご協力をお願いします